

小牧市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 1 8 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市条例第 2 5 号

小牧市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部
を改正する条例

小牧市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例（平成５年小牧市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第４条中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１２条第１項中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。